

# 江戸時代の富士山における登山道・登山者管理と登山者による費用負担

誌名	日本森林学会誌
ISSN	13498509
著者名	伊藤, 太一
発行元	日本森林学会
巻/号	91巻2号
掲載ページ	p. 125-135
発行年月	2009年4月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 江戸時代の富士山における登山道・登山者管理と登山者による費用負担

伊藤 太一<sup>\*,1</sup>

近年自然地域におけるレクリエーションのための入域や施設利用、インタープリテーションなどのサービスに対する費用負担が国際的課題になっているが、日本では山岳トイレなど特定施設に限定される。ところが、江戸時代の富士山においては多様な有料化が展開し、登山道などの管理だけでなく地域経済にも貢献し、環境教育的活動の有無は不明であるが、環境負荷は今日より遙かに少なくエコツーリズムとしての条件に合致する。そこで本論ではレクリエーション管理の視点から、登山道と登山者の管理およびその費用負担を軸に史料を分析し、以下の点を明らかにした。1) 六つの登山集落が4本の登山道を管理しただけでなく、16世紀末から江戸などで勧誘活動から始まる登山者管理を展開することによって、19世紀初頭には庶民の登山ブームをもたらした。2) 当初登山者は山内各所でまちまちの山役銭を請求されたが、しだいに登山集落で定額一括払いし、山中で渡す切手を受け取る方式になった。さらに、全登山口での役銭統一の動きや割引制度もみられた。3) 同様に、登山者に対する接客ルールがしだいに形成され、サービス向上が図られた。4) 一方で、大宮が聖域として管理する山頂部では個別に山役銭が徴収されるという逆行現象もみられた。

キーワード：富士山、費用負担、レクリエーション管理、登山道、登山者

**Taiichi Ito<sup>\*,1</sup> (2009) The Trail and Climber Management and Its Cost Recovery from the Climbers at Mt. Fuji in Edo Period. J. Jpn. For. Soc. 91: 125-135.** The cost recovery from wildland recreation has become international issues. In Japan such trends are found only in specific facilities such as mountain toilets. However, diverse cost recovery methods had developed at Mt. Fuji in Edo period (1600~1867), and contributed to the trail and climber management as well as to local economy just like current ecotourism guidelines. There exists no record on environmental education but environmental impacts were much smaller than current ecotourism. The author analyzed the trail and climber management, and its cost recovery methods based on historic documents and clarified the following. First, six mountain villagers not only managed four routes, but they visited Edo (Tokyo) and other areas to invite potential customers to Mt. Fuji as early as in the 16th century, and managed them properly. This contributed to sustainable development of local communities and brought Mt. Fuji boom in the early 19th century among the populace. Second, in the earlier stages climbers often complained of inconsistent amount of fees solicited at many places. Gradually the accommodation managers in each mountain village charged a lump-sum payment in advance, and the climbers received vouchers valid at respective gates. Furthermore, the unification of the climbing fees and discount to specific climbers was proposed. Third, gradually hospitality management rules was established to sustain climber-dependent communities. Four, Omiya Shrine in charge of the mountain top went backward to charge individual fees at the crater wall.

**Key words:** climber, cost recovery, Mt. Fuji, recreation management, trail

## I. はじめに

自然地域では空間の保全だけでなく、来訪者の体験や安全の観点からもレクリエーション管理が課題となり、その改善のため入域や施設利用、インタープリテーションなどのサービスの有料化が重視され、国際学術誌が特集を組むほどになった (Watson, 1999)。アメリカでは国立公園や国有林などで1996年から試行されてきたいくつかのレクリエーション空間や施設の有料化によって、受益者負担による公正さの確保に加えて、より質の高いレクリエーション体験を提供できることが実証された。2004年末に正式に立法化 (the Federal Lands Recreation Enhancement Act) され、国有林では日帰り利用を主対象とする標準費用 (standard fees) と野営場などを対象とする拡張費用 (expanded fees)、ウィルダネスを対象とする特別レクリエーション許可 (special recreation permits) の3種類に大別されるに至った。

明治以降日本の自然地域では部分的有料化が導入されたものの、山岳トイレや駐車場など個別施設料に留まり、ある空間に立ち入る際の入域料徴収は限定される (伊藤, 2005)。ところが、世界的にみてもかなり早く登山が展開した日本では、登山者の便宜を図るための登山道と関連施設が受益者負担で整備されてきた山岳がある。インスピレーションという表現に示されるように、宗教とレクリエーション体験には重複する部分が多いが、江戸時代には社寺詣でや登山が庶民の物見遊山として、今日の観光やレクリエーションとして位置づけられ、それらに関わる多様なサービスの提供によって地域経済の持続的発展にも貢献した。

富士山は、すでに世界文化遺産になった大峰や701年開山といわれる立山と同様、長い登山と実質上の保護地域としての歴史を有する。720年代に編纂された「常陸国風土記」における筑波山との比較で「福慈岳」として歴史に登

\* 連絡先著者 (Corresponding author) E-mail: ito.taiichi.ft@u.tsukuba.ac.jp

<sup>1</sup> 筑波大学大学院生命環境科学研究科 〒305-8572 つくば市天王台 1-1-1 (Graduate School of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba, 1-1-1 Tenno-dai, Tsukuba 305-8572, Japan)  
(2007年11月20日受付; 2008年9月25日受理)

場し、登山に関しては870年代後半に記された都良香の「富士山記」がある。山頂部の記述が正確であるため実際に登山した人物から聞き取ったと推測される。その後噴火が頻発し登山記録は途絶えるが、12世紀には山頂に大日堂が建立されたと「本朝世紀」に記され、室町時代から登山が本格化し、江戸後期には毎夏2万を超える人々が登った。

本論では、富士山における登山道などの施設と登山者の管理、その費用負担の展開過程を、自然地域レクリエーション管理の視点から分析し、地域経済との関わり、来訪者満足感、サービス水準など今日の保護地域の管理に関わる課題について考える一助とする。

## II. 方 法

19世紀前半の富士登山に関しては「駿河国新風土記巻23(新庄, 1975)」から概要がわかるが、各登山集落やその浅間神社等に残された史料や登山記を挙げている点で、浅間神社(現富士山本宮浅間大社)社務所が編さんし1928年に刊行された「富士の研究」全6冊のうち「富士の歴史(井野邊, 1973a)」が以後の関連研究の基礎となっている。これに対して、浅間神社(宮地, 1973)や御師(伊藤, 1968)、登山集落(有賀, 1974; 堀内, 1995)、富士講(岩科, 1983)のように特定のテーマに絞った研究もあり、最近では青柳(2002a)や内藤(2002)が観光という視点から富士登山をとらえたのが注目される。そこで井野邊(1973a)が挙げた史料を中心に、4登山口と山頂部に分けた年表を作成した(表-1)。

本論ではレクリエーション機会多様性(ROS)(Clark and Stankey, 1979)に示された自然地域レクリエーション管理のフレームワークにおける条件(setting)にかかわる場所の管理(site management)と来訪者の管理(visitor management)に注目した。登山道を中心とする施設と登山者の管理という視点から前述した富士登山史に関する先行研究やその中で引用された断片的な記録を整理し、各登山口におけるレクリエーション管理の展開を分析し、有料化を中心とする管理特性を明らかにする。すなわち、富士山という自然地域とそこを訪れる登山者をとらえつつ登山道などの施設管理を登山集落民が担う構造である(伊藤, 2003)。施設とは登山道とそれに添って配置されたはしごや風除け、祠、山小屋、茶店などであり、最初にこれらの付帯施設も含む登山道の展開を分析する。次に、江戸時代の富士登山において高度に展開した有料化を、保護地域の利用において近年重視される受益者負担と関連づけて分析する。さらに、登山者に対するサービスがどのようにして向上したのかも分析する。

これらの活動が、環境保全や登山者の安全と満足度の向上に必要なレクリエーション管理費用を賄っただけでなく、火山性土壌と冷涼な気候によって農業生産が期待できない地域において、戦国時代から300年にもわたり地域経済を持続的に発展させたという点でエコツーリズムの機能を果たしていたと考えられる。すなわち、IUCNなどによる

保護地域における環境保全、地域経済、環境教育の三つを柱とするガイドラインのうち、案内人が担っていたかもしれないが資料からは確認できなかった3番目を除いて充たしている。さらに、今日のエコツーリズムでは目的地まで航空機や自動車を利用するため環境負荷が大きく(伊藤, 1997)、2002年のエコツーリズムサミットにおいてようやく持続的移動手段(sustainable transport)の重視が宣言に盛り込まれた(伊藤, 2007)が、江戸からの富士登山者は最低10日間を掛けて、徒歩で往復したためアクセスにおける環境負荷が少なかった。

なお、富士山は礼拝から参詣・禅定・登拝の対象に変わっていったが、登山として統一し、富士行人や道者は登山者とする。また、強力・先達は荷担ぎと案内業務を担当していた。山役銭は通行料や登山料、初穂料、拝観料などを対象とする有料化である。御師は在野の宗教家として登山集落での御師宿を経営すると同時に、今日の旅行代理店のように登山全体を取り仕切っていた。それぞれそのまま用いる。また、時代によって地名が変わったが、現在の地名および表記を優先する。日本史では元号を用いることが多いが、本論では西暦に統一する。

## III. 各登山道とその管理

富士山本宮浅間大社に残る1200年ごろの文書に「東口珠山(須山)、南口大宮(富士宮)、北口吉田(上吉田)」の3口が挙げられ、須走口もあったが、吉田からの下山道として位置づけられていた(勝又, 2003)。南北朝期(1333~1392)にはこれらの4ルートが開かれていたと推測される(井野邊, 1973a)が、考古学的調査によって開削時期が遡る可能性がある(布施, 2006)。本論でも村山と大宮からなる表口、河口(船津も含む)と吉田からなる北口、須走口、須山口の4登山口に区分する。

図-1のように、山頂部は剣が峰(A)を最高地点とする火口壁であり、六つの登山集落が4本の登山道管理に関わっていた。北口と須走口は大行合(図-1F)と呼ばれる8合目で合流するので、山頂部では村山、須走、須山の管理する3本となる。登山集落と登山道が対にはなっている訳ではないため、江戸時代を通じて何度も登山者の取り合いなどの論争がおきた。さらに、8合目以上の山頂部については大宮(現富士山本宮浅間大社)が関が原の合戦以降18世紀末までに支配権を強め、各登山口との論争を引き起こしている。

表-1と図録(吉田市歴史民俗博物館, 1997, 2000)に基づいて各登山口の歴史的展開と管理上の特徴について示す。なお、1707年の宝永山噴火は登山に大きな影響をもたらした。須走の集落は4mに達する火山灰で覆われたものの幕府の支援を得て翌年から復興したが、表口は30年以上、須山口は70年にわたって登山が停滞する。一方で、ほとんど影響のない北口、特に河口はその間にそこで支度を整える登山者を急増させたが19世紀になると吉田中心となった(伊藤, 1968)。

表-1. 史料にもとづく富士登山関連事項

年	表口	北口	須走口	須山口	山頂部	史料および備考
870						詳細な山頂景観記録
1041		吉田口5号5号穴小屋の焼口の銘				都良香・富士山記(最初の登山記録)
1149	末代上人が大日寺山頂建立					甲斐国史
1251	富士の雪鎌倉輪送停止					本朝世紀
1317	僧頼尊が富士行・村山修験と関係					吾妻鏡
1331	河口から小岳へのルート崩壊					新生道雄:駿河国新風土記
1335	文人の登山					駿河国新風土記で太平記引用
1384			須走6合目の古鏡の銘			虎園師録:演詩登富士山
1429	この頃村山の参心門建立					講元内田鏡次郎
1480		吉田に島居建立				村山大鏡坊富士山山室建立古帳面写
1486	村山が聖護院末寺化			すはま(須山口), 村山, 吉田の記述		妙法寺(勝山)記
1490						道興准后の回國雜記
1490						発掘品
1493						発掘品
1495						発掘品
1495		吉田鐘樓棟上				妙法寺(勝山)記
1496	北条早雲登山					妙法寺(勝山)記
1500		吉田島居建立	関東の乱で北口を避け須走へ道者殺到			妙法寺(勝山)記
1503						発掘品
1508		山室の宮建立				頂上の大日懸鏡の銘
1509		小室の宮上葺く				妙法寺(勝山)記
1518						山頂部突風で道者13名遭難死
1522		武田信玄登山				妙法寺(勝山)記(最初の遭難記録)
1528						妙法寺(勝山)記
1530	この頃大宮道者坊30余坊					発掘品
1533		吉田口5合中宮社棟の札				大宮道者坊記開
1534						村山浅間社旧修験辻ノ坊所蔵今川氏判物
1535	村山辻坊も宿坊公認, 賽銭の処分決まる					発掘品
1543		吉田口5号5号砂鉢の大日の懸鏡				村山修験池西坊記録書所収文書
1552	駿河浅間社人が道者に袈裟, 円座木桶授与特権					発掘品
1553						旧御師浅江氏文書
1553						駿河志料
1554	今川義元が客引きなど取り締まり法度7ヶ条, 役銭徴収権利					村山浅間社所蔵文書
1560		吉田の御念・寺道宮のため道者から4銭ずつ徴収				西念寺所蔵文書
1561		吉田口5号中宮社懸鏡の銘				発掘品
1561		この頃吉田の登山者が多く, その間所通行税半減				吉田旧御師刑部氏文書
1564		吉田の200人の登山者受け入れ間所通過許可				吉田旧御師刑部氏文書
1564		吉田の関銭が中宮社に寄進				横田文書
1564		中宮の御座石で女性道い立				小佐野文書(最初の女人禁制記録)
1565		中宮社の造営のため黒駒園銭から10貫減す	須走道者間で10貫文ずつ徴収し北条氏へ			丹沢文書
1568		富士参詣者関銭免除				横田文書
1568	代参の記録					駿河史料所蔵駿府浅間社社家文書
1572	山宮大夫は本宮社人で村山伝京坊を抱える					駿河志料
1573	西園の登山者大宮経由義務づけ					本宮旧社人山宮大夫山田氏文書
1577		本権にも御師:直登ルート江戸時代には廃道				新生道雄:駿河国新風土記
1580	村山の室大日を武田勝頼建立					新生道雄:駿河国新風土記
1584	大宮からの登山者多い、「坊なし道者」					須走浅間神社所蔵文書
1590						村山大鏡坊富士山山室建立古帳面写
1592						本宮旧社人奉長坊宮崎氏文書
1596	この頃大宮経由の制札					刑部文書(最初の登山道管理記録)
1608	六道銭36文と馬籠銭6文, 御室100文, 伏代6文, 円座銭8文(計120文)					刑部文書, 浅江文書(最初の権廻り記録)
1615	この頃駿府代官が大宮経由制札					公文富士氏文書
1617	村山から大宮に六道銭を送ることを指示					案主富士氏文書
1625						公文富士氏文書
1630						公文富士氏文書
1633						公文富士氏文書
1662	大宮経由制札					公文富士氏文書
1685						公文富士氏文書
1686						公文富士氏文書
1703						公文富士氏文書
1707	噴火:30年間機能停止	吉田による山頂小屋設置を須走反対	噴火:幕府支援により復旧 噴火:登山道70年間途絶える			公文富士氏文書
1708		噴火:影響なく復旧となる	2合目初穂35文, 同浅間薬師宮初穂20文, 山頂薬師初穂20文(計75文)			公文富士氏文書
1714						公文富士氏文書
1716						公文富士氏文書
1733	関東出身山役銭80文:山頂で案内交代	富士講の中興者身録入定で吉田の機会	須走下山泊			公文富士氏文書
1744						公文富士氏文書
1751	役銭一括徴収開始					公文富士氏文書
1752						公文富士氏文書
1768						公文富士氏文書
1772						公文富士氏文書
1779						公文富士氏文書
1780						公文富士氏文書
1781						公文富士氏文書
1782						公文富士氏文書
1789						公文富士氏文書
1792						公文富士氏文書
1796						公文富士氏文書
1797						公文富士氏文書
1800	村山から山頂役所へ道の平準化と休息所建立願い					公文富士氏文書
1800	村山5398名利用					公文富士氏文書
1803						公文富士氏文書
1807						公文富士氏文書
1808						公文富士氏文書
1810	新庄登山:7合目泊布団なし, 8合より上室なし大日堂で甲					公文富士氏文書
1810						公文富士氏文書
1817	村山麓び証文を本宮へ					公文富士氏文書
1823	大宮六道役32文, 山役銭133文					公文富士氏文書
1825						公文富士氏文書
1826	新庄2回目登山:大鏡坊山役銭335文で発心門切手, 富士郡木札で無料, 大日堂小屋2軒混雑					公文富士氏文書
1830						公文富士氏文書
1834						公文富士氏文書
1836						公文富士氏文書
1838						公文富士氏文書
1840	砂鉢を1層で9層まで					公文富士氏文書
1848	村山の宿泊200文講元先達無料					公文富士氏文書
1849	山役銭133文を駿河国100文, 関東80文に割引					公文富士氏文書
1851	333文のうち大鏡坊入200文, 59文池西坊山役銭, 残りを辻之坊					公文富士氏文書
1854						公文富士氏文書
1860	最初の外人登山者オールコック村山口登山, 山中2泊					公文富士氏文書
1861						公文富士氏文書
1872						公文富士氏文書
1873						公文富士氏文書
1874						公文富士氏文書
1880						公文富士氏文書

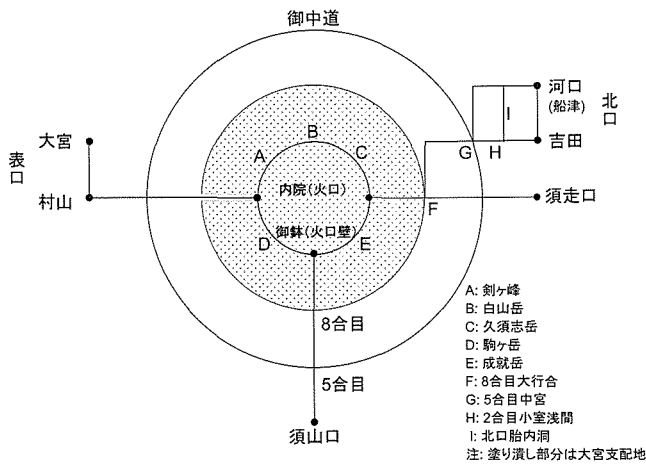


図-1. 江戸時代の富士登山ルート概念図

## 1. 表 口

大宮に噴火を鎮めるために浅間神社が設置されたのは806年といわれる(澤田, 1995)が、登山に関しては「本朝世紀」に末代が1149年に山頂に大日寺を建てた記録とそれを裏付ける1220年ごろの経巻が1930年に山頂でみつき、村山でも12世紀後半の遺物が発掘されている(植松, 2006)。また、1251年夏には富士の氷を鎌倉幕府に献上したという記録(井野邊, 1973a)もあり、登山道や山小屋が整備されていた可能性が高い(小川, 1974)。1317年ごろには村山に興法寺が建立され、修験道の場として室町時代から戦国時代にかけて発展していく。さらに、西日本中心という江戸以前の人口分布からこの表口が最初に利用されたのではないかとされるが、北口の方が中世の記録が多い(堀内, 1995)。室町後期に狩野元信(1476~1559)が描いた「富士曼荼羅」には表口からの登山者が237名(すべて男性)描かれ(青木・島堀, 2005)、戦国時代には富士登山が本格化した。

表口の特徴として、相対的に他の登山口より低い大宮(標高130m)と村山(標高500m)という二つの集落が連なっている点、神仏混淆の時代ながらこれらが異なる宗教的背景を有していた点、さらにいずれにも御師が存在せず村山では修験者、大宮では社人が宿坊を直接管理していた点(井野邊, 1973b)、登山道とその付帯施設の管理は山頂部まで一貫して村山だけが行っていた点の四つが挙げられる。

村山修験は本山派に属し、1486年に京都の聖護院大僧正が来訪し近世初期から中期にかけて繁栄する。1555年には今川義元による朱印を得て、宿泊施設を整備し山伏を先達とする登山者から山役銭を徴収する権利を有していた。また、客引きの取り締まりを含む7カ条の規則も定められたことからかなりの登山者の存在が伺える(井野邊, 1973a)。だが、桶狭間の戦い(1560)で今川氏は滅亡し、村山修験は政治的後ろ盾を失った。それでも、1660年代には発心門から山頂部に至るまで19もの室や堂が整備され(堀内, 1995)、急速に登山者が増えたことが伺える。また、新庄(1975)は1600年ごろには村山には600軒の家があったこ

とや御中道利用者に対応して5合目の小屋が大きい8合目を越えると室がないことも記している。しかし、新庄は、1808年の登山時と比べると1826年には山内の仏像が減り民家も2軒にまでになったと記し、19世紀には村山が衰退していったことを伺わせる。村山修験の檀那は関西に多く、1806年の記録では京まで出張し「富士垢離」を行った。これで登山と同様にご利益があるとし富士登山を勧誘しなかったため、村山からの登山者はしだいに減少していった(澤田, 1995)。それでも、村山における3坊の宿泊者数から江戸時代を通じて年2,000人が表口から登山していたと推定される(青木・島堀, 2005)。

富士登山者の多くが関東から来訪するようになり、富士山以西からの登山者を対象とした東海道側の登山口は利用が停滞する。18世紀半ば、村山口では東海道吉原宿に「富士山道しるべ」を立て、大宮を経ずに直接村山から登山するようにし向け、同様な意図の絵地図を配りもした(荻野, 1999)。このような道しるべは1758年のものなど7基が残されている(富士宮市教育委員会, 1993)。一方で、1570~1610年代には村山に直行しないで大宮に立ち寄ることを求める制札が駿河代官によって出され、その後幕府も支援し東海道から村山口に向かうことを規制する制札を1617年、1662年、1799年の3回も立てられ大宮経由が義務づけられた。大宮経由でも村山を通過するが、その間2時間程度なので村山はまさに通過するだけになり、宿泊や飲食などによる収入は減少した。

このように表口には二つの登山集落があったが登山者の扱いを巡る協力体制が取れない上、どちらにも他の登山口には存在し、後述する「檀廻り」と呼ばれるマーケティング活動を担った御師が不在のため、関西を中心とする東海道からの登山利用者は減っていった。それでも、1825年に登った新庄と同様、1860年に村山に泊まった最初の外国人登山者英国公使オールコック(1962)は、馬返しから山頂までに11の掛け小屋があったと記した。

## 2. 北 口

1570年代まで本栖にも御師がいたが河口に譲り(堀内, 1995)、表口と同様二つの登山集落(河口・吉田とも標高850m)からなる。だが、図-1のように登山道との関係が表口とは異なる。河口は吉田口に合流しない今日の白山岳山頂(図-1B)までの直登ルートも持っていたが、1331年の地震で崩壊し(新庄, 1975)、5合目小御岳で吉田ルートと合流するようになった。1542年の宿坊の記録から当初は河口が優勢であり合流地点である中宮(図-1G)にある18軒の役銭小屋も河口御師たちがもっていた(伊藤, 1968)。だが、北口胎内洞(図-1I)あるいは吉田を経由する登山者が増加していった。その結果、登山道が数カ所で合流する状況になり、後述する山役銭徴収に関して対立する原因となった。

御坂峠を越えてくる北方からの登山者が主として河口を利用し、1600年ごろには140坊あったとされ、18世紀前半まで繁栄した(有賀, 1974)。北口2合目の小室浅間社(図-

1H) は河口御師勢力下で河口湖南岸勝山にある里宮御室浅間神社が管理し、その敷地 10ha は今日でも富士河口湖町の飛地となっている。また、河口御師である大石村の者が山頂部施設を監督する山名主に大宮から任命されていた(宮地, 1973)。だが、河口御師は武家特権階級の支持に依存し、富士講登山者の受け入れが 1751 年と遅く、後述する 1810 年の吉田との山役銭論争以降は、山役銭徴収権を失い衰退する(伊藤, 1968)。

吉田は、江戸からの距離が全登山口で一番近いという地理的条件に加えて、富士講を中興させた身禄に手厚く対応し富士講登山者を積極的に受け入れたのでしだいに優勢となった。吉田に御師達が計画的に住むようになったのは 1570 年からであり(青柳, 2002a), 1590 年には吉田御師が「道役料」と称する登山道管理費用を負担したという費用負担に関する最初の記録が「刑部文書」にある。換言すれば、この頃はまだ「道造銭」収入が期待できるほどの登山者がいないため、登山者から収益を得ている御師が名主に「道役料」を払い地元民が登山道の手入れをしたと推察される。また、同文書によると、1592 年に御師が春先や秋の収穫後に講のある江戸に出向くという「檀廻り」をしていた。すなわち、地元の産物や御札を配り講員から初穂料を受け取ると同時に、翌シーズンの登山予約を募り、登山者の安定的確保を図っていた。各富士講では毎月旅費を積み立てて 3~5 年を 1 期として、経験のある講員がなる先達に率いられて山に出かけた(岩科, 1983)。1775 年に富士講の弾圧が始まったが、1802 年の禁止に際しては「檀廻り」にも出られないため御師総代が寺社奉行に嘆願書を出している(岩科, 1983)。登山者が急増したのは 19 世紀初頭からであり、最盛期の 1842 年に富士講登山者が甲州街道沿いの茶屋や旅籠屋と悶着を起こした際には、その 32 軒が詫言状を出したほどの富士講の影響力であった(岩科, 1983)。

1749 年には、吉田が食料や燃料を買い占めるので値上がりし、さらに酢・醤油の樽などを洗ってその汚水を流すので飲み水や用水が「塩化交じりの悪水」になったという下吉田の苦情が残されている(青柳, 2002b)。吉田は人口に比して酒造量がかなり多かったが伊勢参りのような遊興性はなかった(内藤, 2002)とされるが、登山基地として消費規模が拡大した結果環境問題も引き起こしているという状況が生じた。

### 3. 須 走 口

1384 年銘の鏡が 6 合目でみつまっていることから、須走口(標高 800 m)も長い歴史を有し室町時代に発展した(井野邊, 1973a)。利用者数は北口の方が多いが、1708 年の「郷村差出シ帳」に記されたように、合流する 8 合から上は山頂部の茶屋も 2 軒を除き須走住民が経営していたという事実は須走口の方が長い歴史を有していることを伺わせる。このため両者の関係には競合と協調が混在している。特に 1500 年の「妙法寺記」には関東の戦乱のため登山者が吉田口を避けて須走口から登ったと記される。また、1538 年に上吉田の御師集落が炎上したのは須走に登山者を誘導する

意図ではないかという推測(鳥居, 1999)もある。一方で、北口から登って長い「ハシリ」のある須走に下り、箱根での湯治や相模大山での社寺詣で、鎌倉の名所巡りをして江戸に戻るルートあるいはその逆は、登山自体と自宅・登山口往復における多様な体験を期待する登山者に好まれ、強力な交代や遭難時対応の際に、それぞれの登山口が協力する必要性も高まった。青柳(2002a)は吉田から登り須走へ下山した際の遭難者にこれらの登山口が協力して対応したことを示している。また 2,800 m まで植生に覆われた一番歩きやすいルートでもあり、今日まで大きな変更なく利用されている唯一のルートでもある。須走口は 1 集落であり交通の要所でもあったが登山産業依存度が吉田と同様に高く、須山との競合もみられる。

1707 年の宝永山噴火は須走に壊滅的な被害もたらした。駄馬の秣場も失われ街道の交通基地としても容易には回復できない状態となったが、幕府による支援を受けて短期間で復活し富士登山に一層依存するようになった(青柳, 2002a)。

18 世紀後半には登山者、特に個人的に訪れる登山者が増加しその遭難が問題となった。須走村の宿帳を調べた青柳(2002a)は 1789 年に 10,000 人、1790 年には 12,000 人、1800 年には 23,700 人の宿泊者数を挙げている。1798 年に須走口を利用した 9,000 名の内 1,000 名は講に属さない個人客であり、そのような客を順番で当番宿に入れる「廻り留め」と客の選択に任せる「留め勝ち」と呼ばれる方式を併用して特定の宿が不利にならないように調整された(青柳, 2002a)。また、単独登山者には必ず案内人を付けて遭難防止を図るということも決められた。また、飲食の質が客から問われ、まずいと宿や登山口が変更されるので、近隣で良い酒が得られない須走は京からの酒を特別に用意した(青柳, 2002a)。すなわち、物見遊山登山者だけでなく富士講登山者も、御師との師檀関係より利便性やサービスで宿を選ぶようになったので、受け入れ側も登山者の要望に応えるようになった。

1786 年に友人と須走から登った池川(1968)は社寺の参拝にもご来光にも関心がない完璧な物見遊山の登山者であった。この時代にはまだ富士講登山も盛んではなく役銭を一括払いして各所で切手を使う体制はなく具体的金額は記されていないが、「スバシリより惣じてさまざまのこといふて銭を貪る事甚し」とこぼしている。麓の小屋や御師宅で大小使用「敷き紙」、1 合目では大小便の許しのある「手水」を販売していたと記し商業化が進んでいたことを物語る。山頂部で金をせびる道造りに対して、「造りたる跡なし」と批判しながらも、駒ヶ岳(図-1D)で筵を賃貸し休息している。

### 4. 須 山 口

須山口(標高 600 m)は 1486 年の道興准後の「廻国雑記」に「すはま口」として記されている。徳川初期にはひと夏 5,000 人以上が登り静岡側で一番利用された(青柳, 1998)。1686 年の記録では須山村の人口は 705 名で、畑作と 150 頭

の牛馬を使って旅人や荷物の運搬、須山浅間神社に係する御師の登山者収入で生活していた（裾野市立富士山資料館、2001）。林業もあり吉田や須走ほどの登山産業依存度は高くはなかったが半年分の生活費を稼ぎ（勝又、2003）、登山で生計を立てる御師宅は12軒あり（井上、2006）、1合目から9合目まで九つの石室を描いた図が残されている（裾野市史編さん専門委員会、2000）。だが、1707年の宝永山噴火の影響は須走よりも大きく、登山が本格的に復活したのは1780年で（青柳、1998）、そのときの復興嘆願書には石室5軒と記される（裾野市立富士山資料館、2001）。ところが、1796年の「富士山須山口掟取極連判状」では草刈りを含む登山道の管理に加えて接客ルールに関わる11ヶ条が規定される（青柳、2002a）までに至った。

須山の復興は一番近い須走との競合をもたらし、1797年にはそれぞれの集落から離れた場所での客引き問題に対する内済が成立し証文を取り交わす（井野邊、1973a）が、1801年には再び問題となる（青柳、1998）。庚申年である1800年には須山は7カ所に案内札を立てる許可を小田原藩に申請し、大宮とは山役銭について3カ条の取りきめをし、5,398名が登山したと「富士山一件日記」に記されている（裾野市立富士山資料館、2001）。須走と同様、登山者急増に対応して「道者賄米」20俵を小田原藩から借りていることも同じ日記に記されている。

1782年には山頂支配を強めていた大宮の許可を得て、須山口山頂部に鳥居を建て、後述する山頂部での活動の足がかりを得たと「浅間文書纂」に記されている。「須山村旧御師文書」では1836年には須山口山頂部にある銀名水を売る権利や8~9合目での石室経営や道造り、賽銭収得権を大宮に冥加金15両を納めて入手している。同時に須山からも山名主が任命される。「須山神社旧御師所蔵文書」によると1850年代には須山の百姓が駒ヶ岳（図-1D）にはしごを掛け、役銭を徴収するようになったと記される。この時期の年間登山者数は1,500名程度だが、庚申年1860年には3,600人程度を記録している。

#### IV. 登山者による費用負担と地域経済

##### 1. 各登山口における山役銭

南北朝以降戦国大名がその領地の関で不審者侵入抑制など警護を兼ねて役銭を徴収していたが（相田、1926; 伊藤、1968; 鳥居、1999）、これを山岳地域でも実施したのが山役銭である。平地における役銭は江戸時代になると廃止されたが山役銭は残り、最初は個々の祠などで徴収することが多かったことから拝観料でもあり、自然地域における有料化対象（伊藤、2005）のうち、個別に払う施設利用料となる。すなわち、山役銭にはさまざまな目的があった。

##### 1) 表 口

宮地（1973）は大宮が登山者に課した山役銭を、大宮で徴収の場合「役銭」、大宮を経由しない登山者に対して村山で徴収の場合「六道銭」、山頂薬師堂（現久須志神社）の岳役所で徴収するのを「岳役銭」と3区分している。すなわ

ち、大宮で「役銭」を払わなかった者が、村山で払うのが「六道銭」であり、大宮に立ち寄れない他の登山口利用者が山頂で払うのが「岳役銭」となったと考えられる。村山口については富士登山に関する最初の記録、1608年の「寺辺明鏡録」に記されている。その支出の内「六道銭」36文が大宮に送る分で垢離銭6文、御室（1合目相当）での100文、中宮杖代6文、円座銭8文の合計120文が村山の取り分である山役銭に相当すると考えられる。実際1617年の「公文富士氏文書」では村山から大宮へ「六道銭」を送るように命じている。また、井野邊（1973a）は村山では宝暦年間（1751~1764）から諸役銭の一括払い制度が始まったと述べている。

ところが、1817年の「公文富士氏文書」によると「村山六道所」を設置し大宮からの役人が夏の30日間出張して「六道銭」を徴収するようになった。これは「駿河国新風土記」からも読み取れる村山の地位低下と大宮を経ないで村山へ直行する登山者の割合が高いことを示唆し、利用者は村山でそれぞれ別に払うことになった。1823年にここから登った尾張藩士は「三つの山巡」で「大宮六道銭32文、山役銭133文」と記している。「寺辺明鏡録」より200年間を経ているが、それぞれ類似した額である。3年後に登った新庄（1975）は村山の宿坊で333文を一括払いし、登山道の門を通過するのに必要な切手を発行してもらっている。このうち200文は宿泊料なので山役銭の金額は同じであるが、彼は大宮経由で村山に至ったので、「六道銭」に関する記述はない。彼はまた、村ごとの木札をもった富士郡の者からは山役銭を徴収しなかったとも記している。さらに1848年の「村山浅間道並別当三坊由緒」には講元や先達は宿泊料無料、1849年の村山大鏡坊史料には駿河出身者は100文関東出身者は80文に割り引くこと、1851年の同史料には山役銭を3坊で分けることも記録されている。このように山役銭の割引制度を設けて利用増進を図る一方、登山道と山中の施設を分担して管理する宿坊における配分調整がなされていたことが伺える。

##### 2) 北 口

北口では1810年にルート選択とその山役銭を巡る河口と吉田の争論があり、幕府は河口から舟津を経由する登山ルートも認めたと、吉田御師が山役銭を一括徴収し、登山者は途中の役場で登山切手を渡す方式となった（井野邊、1973a; 宮地、1973; 青柳、2002a）。吉田経由かどうかにかかわらず、河口からの登山者も吉田御師に総額を支払い、閉山後吉田御師から河口御師に対して祓料32文を渡す方式となったので、後者の地位低下を物語る。

隆盛期を迎えた19世紀初頭の北口の山役銭について「隔搔録」には、御師宅での祓料32文（吉田か河口御師）、2合目役行者賽銭12文（堂の別当と吉田御師：別当とは八代郡右左口村（現甲府市右左口町）の七覚山円楽寺）、金剛杖役場杖代8文、5合目32文（小屋主へ休息料16文と吉田御師16文）、9合目鳥居御橋14文（須走持ちだが吉田御師取り分）、頂上薬師堂20文（大宮宮司14文、吉田御師6文）、

これらに入り口改め経費4文が加わり合計122文を吉田御師がまとめて精算したと記される。この金額は200年前の村山の山役銭133文と近い金額であるが、一括徴収は村山の方が早い。8文の杖は粗悪なため予め杖を持ち込む者が多く一括徴収後は形骸化し山役銭徴収の口実に過ぎなかったようである(青柳, 2002a)。なお、頂上薬師堂の岳役銭20文が大宮と吉田で7:3に配分されるようになったのは1781年の争論和解以来である。

かつて北口の5合目中宮(図-1G)だけで18棟もの役銭小屋があり登山者を取り合い、「富士泥棒」としてひんしゅくを浴びたが(伊藤, 1968)、吉田御師がまとめて徴収するようになった結果4軒に整理された(吉田市歴史民俗博物館, 1997)。山仕舞後河口御師祓料も加われば6カ所に切手の額に応じて払うという複雑なシステムとなった。

### 3) 須走口

1686年の須走の記録では中宮杖代35文と初穂料12文、うずまさ明王8文、御橋小屋6文、鳥居小屋8文と5箇所徴収していた(井野邊, 1973a)。この総額69文に「岳役銭」20文が加わる。御橋および鳥居小屋の役銭は、前述した吉田徴収の9合目鳥居御橋役銭14文と同額である。8合目で吉田口と合流するから同時期に須走口でも一括払いが導入された可能性が高いが史料がみあたらない。

### 4) 須山口

1838年の「五山駅程見聞雑記」によると、須山では山役銭60文とお清め15文などを宿泊や強力、綿入れ代など一括して御師宿で払っていた。この75文という額は競合する須走の額に近い。1836年には須山口で払われる「岳役銭」も1割引きと10人につき1人分を先達引きとした(宮地, 1973)。すなわち、大宮は須山に対してもほぼ2割の「岳役銭」徴収手数料を認めたことになる。

### 5) 全体的動向

伊藤(1968)は1764年に奉行所立ち会いで済口証文を交換して締結された山内山役銭協定について紹介している。各登山口で一律1人84文を徴収し、20文は大宮、残り64文を4登山口で分け、用途は各登山口神職に一任するという内容だったが、役銭収入激減のため御師坊などで祝儀や撒き銭を強要することになったという。各登山口での一括化が全登山口共通の入域料として発展し登山者には便利であるが、各登山口にとっては山役銭徴収や登山道管理の負担と役銭配当が一致しないという不公平を生じさせる。すなわち、各登山口からの登山者数を考慮しないため、登山者の多い北口には不利である。この協定に関する史料や具体的実現手法が示されていないため事実かどうか判断できないが、事実としても「隔搔録」などその後の史料では言及されていないので短期間で反故になったと考えられる。

以上山役銭に関する史料は散発的であるが、200年を超える期間にも拘わらず額の変動が少なく、特に「岳役銭」はずっと20文であった。当初は各祠において登山者が自主的に払った賽銭が、しだいに初穂料あるいは拝観料として定額徴収されるようになり(伊藤, 1968)、強引な徴収が登山

者のひんしゅくを浴びた。しだいに登山口の宿で一括払いし、各役場では切手を渡すという方向に合理化されている。山中における煩雑で重い現金の授受がなくなったことは登山者にとっても管理者にとっても便利である。このことは登山道やその途中の祠などの施設で個別に徴収されていた施設利用料がしだいに入域料として一括化される過程ともいえる。一方で、北口では1834年に登山道管理とその「道造銭」徴収権が売買され、1860年ごろでも北口馬返しあたりに数名の道造りが並び、「道造銭」を要求していたようである(青柳, 2002a)、一括徴収した山役料だけで済んだとは限らない状況もあった。

## 2. 山頂部における徴収

### 1) 岳役銭と内院散銭

須走口山頂部薬師堂で大宮役人が徴収していた「岳役銭」もしだいに表口以外の各登山口で一括払いされる山役銭に含められるようになったが、山頂部が別扱いになった歴史的経緯について「内院散銭」取得権・配分方法とともに論じる。「内院散銭」とは登山者が自主的に火口に投げ入れる賽銭であり、まとまると金額が大きいためその取得権が論争をもたらした。

1533年には今川氏が村山興法寺辻坊に「内院散銭」取得権を与えていた事実は、すでにその手間に見合うだけの登山者がいたことを示す。また、1577年に武田氏は開帳日の散銭を須走浅間神社修理に使うように指示し、ここで須走神社にも「内院散銭」取得権が生じた(宮地, 1973)。さらに、徳川家康が1609年に薬師岳(図-1C 現久須志岳)散銭および「内院散銭」を大宮修理料として寄進し、この時点で山頂における大宮の支配権が生じた。当初は、富士郡を治めた大久保氏の代官が賦役として須走の百姓に収納させ大宮に渡し、代官下山後残留する散銭は須走村に与えた(宮地, 1973)。その後須走が勝手な行動に出たため、徳川忠長が駿河国領主であった1620年代後半に、薬師岳「内院散銭」は大宮が直接司り、須走の者は大宮の指示に従うこと、「登山道者役銭」を20文にすることなどを決めたことが「公文富士氏文書」に記されている(宮地, 1973)。北口山頂の薬師堂がいつごろ建立されたのか不明であるが、この決定以降大宮が「岳役銭」20文を徴収するようになったと考えられる。

1703年には「内院散銭」の取得権を巡って須走が大宮を訴えた。薬師堂開帳は須走の僧が執り行いその日の散銭は須走神社が受け取る慣習になっていたが、大破のため修復した1702年は大宮が執り行ったためである。須走は、①薬師堂では大宮手代が初穂料20文徴収するが撒き銭は須走村の神主、②薬師堂周辺19軒の茶店の内2軒以外は須走村の者が営業、③「内院散銭」のうち包み銭は本宮、粒銭は須走とする慣習を挙げ大宮を訴えた(宮地, 1973)。その際の内済証文では大宮手代がいる期間は大宮6、須走村4の割合とし、それ以降の2番拾いは双方が相談で決めることになった。後に吉田や須走の一部を渡すことになった「岳役銭」と同様、大宮は「内院散銭」においても須走にその現



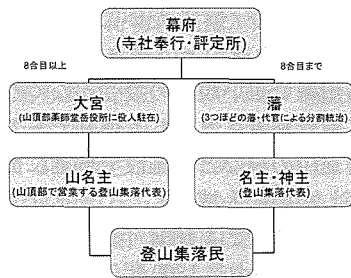


図-2. 江戸時代後半の富士山管理体制

地収集手数料を払うことになった。また、8合目から上に小屋をもたない吉田に対して大宮がその設置を須走に相談することなく許可した件でも、今後許可しないと須走に譲歩していることから、須走が力をつけたことを示す。宝永山噴火で大きな被害を被った須走村はこの「内院散銭」を各家に配分するという取りきめをした（青柳，2002a）ことから、集落全体が富士登山に関わっていたことが示される。

徳川家康による「内院散銭」大宮寄進と8合目以上の支配権の関係は曖昧であったが、1779年における8合目より上部での遭難者の扱いを巡る幕府評定によって大宮の8合目以上支配権として確定した（宮地，1973；青柳，2002a）。それでも表口では明治になるまで途中の小屋だけでなく山頂部の大日堂も含め村山修験の管理下（図-1における塗りつぶしのない登山道）であり、表口から登ると大宮関係者も村山に山役銭を払わねばならないので避けたという（新庄，1975）。大宮が直接管理していたのは須走口山頂の薬師堂だけで、その岳役所に登山期だけ北口から登った大宮の役人が詰めていたにすぎない。須走口もその住民が山頂部まで管理していたが、須走は山頂部手水小屋を1641年ごろに大石村に売却した（青柳，2002a）。そこで、山頂部の管理実績がなかった大宮は河口御師でもある大石村名主と協力して須走口山頂の薬師堂を管理するようになったと考えられる。この名主の家経由で大宮の役人が登った（宮地，1973）。

## 2) 運上金と冥加金

大宮が山頂部における支配権を強化するに従って、そこでの営業活動の許認可にも関わるようになる。この結果、図-2のように富士山は8合目を境に異なる管理体制に置かれた。8合目までの各登山道では管理する登山集落の用益権が確立し、争議の際にはその集落の名主を通じて各藩や代官に訴えた。これに対して、山頂部では大宮が支配権を確立させた。だが、実質的山頂部管理は、大宮の役人ではなく、村山を除く登山口を代表する山名主に任せていた。1752年以前から北口と須走口の代表者が山名主に指名されていたが、1836年には須山も加わった（宮地，1973；井野邊，1973a）。

1733年の「登富士山之記」には、山頂の仏像などに人が添って賽銭を要求し、道者も値切っていた様子が記され、これが幕末まで続いたことが1840年ごろに吉田御師が記した山頂部の明細図（吉田歴史市歴史民俗博物館，1997）か

らも明かである。各登山口で山役銭が一括払いとなったにもかかわらず、大宮の管理する山頂部に至り、火口壁を1周するいわゆる「御鉢廻り」を始めると「道造銭」や防風石柵銭、梯子銭などが、登山口で一括払いとなった「山役銭」とは別に、新たに徴収された。

1779年の幕府評定によって山頂部支配権が確定後、1836年には宝永噴火から復興してきた須山口から契約金に相当する「運上金」15両と毎年払う「冥加金」1朱を大宮は受け取り、8合目以上での小屋経営やその山頂での銀名水販売、山頂を周回する登山者から「道造銭」や梯子銭の徴収を許可した（宮地，1973）。さらに1840年には、須走に対しても大石村と協力を条件に、勢至ヶ窪（図-1E 現成就岳付近）に梯子と石室を設置して梯子銭を徴収することを年1分の運上金で許可し、須走口8合目からの悪路を改修して「道造銭」を徴収することも許可している。

村山も1797年には悪路で登山者に敬遠されるとして料金を徴収して道路を平坦にしたいと葦山役所に願い出たり、1830年以降は山頂部防風のための石柵作りを大宮に願い出たりしている（青柳，2002a）。ここからも村山の弱体化が伺える。大宮は、「岳役銭」や「内院散銭」に加えて、山頂部の営業許可に関わる「運上金」や「冥加金」も手にしたが、それらは大宮修理料として持ち出され、山頂部の管理には使われなかった。むしろ、各登山口では山役銭が一括化されたのに、山頂部では新たに個別に徴収され登山者の不評を買うに至った。さらに、山頂小屋に泊まった折り主人が酔ってくだを巻いたという状況が1823年の「三つの山巡」に残されたり、登山者が山頂に奉納を希望した神鏡を本来の拝所での権益擁護のために断ったり（青柳，2002a）と、大宮は山頂支配権を収益からのみとらえ管理の視点が欠落していた。

## V. サービス向上による登山産業の持続的展開

有料化は登山道など施設管理や登山集落を中心とする地域経済に貢献したが、それに見合うサービスやホスピタリティの提供が地域産業としての持続的展開には不可欠である。大宮の支配する山頂部では逆行するような動きがみられたが、各登山集落およびその管理する登山道では山役銭の一括徴収と切手発行の他、以下のような登山者サービスが提供されていた。

### 1. 宣伝活動

御師は早い時期から「檀廻り」を行っていたがその対象は富士講の講員であった。物見遊山の登山者が増えると、登山集落間での客引きも活発化した。表口では東海道から直接村山に向かう者が多かったので、大宮経由を義務づける代官による制札が16～18世紀にわたって繰り返し出された。これに対して村山は、吉原からの道標を立てたりちらしを配ったりした。さらに、蒲原においては草鞋無料提供切手を渡して集客に努めていた（裾野市史編さん専門委員会，2000）。須走と須山の間でも客引きが登山者を奪い合ったが1797年にそれぞれの客引きを自粛する協定を結

んだ(青柳, 1998)。庚申年である1860年に須山は7カ所、須走は11カ所、吉田口は33カ所に登山宣伝立て札を立てた。

富士講の教えは男女平等を重視する上、登山口繁栄のためには女性も登山した方が好都合なので各登山口は、地域での合意形成づくりに励み、特に60年ごとの庚申年には女性の登山できる地点を、3合目から5合目へさらには8合目までと競い合って誘致に励んだ。1860年の「滑稽富士詣」では8合まで登る女性が記録されている(青柳, 2002b)。このように登山者獲得競争は激化したが、その安定的確保に向けて接客ルールづくりも進んだ。

## 2. 接客ルールづくり

18世紀後半になると講には所属しない登山者が増加し、須走では個人客を順番に当番宿に入れる「順廻り留め」と客の選択に任せる「留め勝ち」を併用して対応した。また、吉田では集落入り口で当番の御師が予約のない登山者の宿を決め、村内宿泊施設間の競合を管理した。御師が存在しない表口の大宮や村山では登山者の宿泊施設を社寺が直接管理した。16世紀前半に30もの宿坊を有した大宮では出身地ごとに宿が決められていたが、後に関東からの登山者は町人の経営する旅館に泊まることが許された(井野邊, 1973a)。だが、村山や大宮では宿坊がサービスを競ったような史料はみあたらない。

他の登山口に客が流れるのを阻止しようとする意図ながら、登山関係者の登山道管理と接客マナーを定めた1796年の「富士山須山口掟取極連判状」は特筆に値する。前述した登山道管理に加えて、登山者指定宿の尊重、祝儀強制禁止、飲食宿泊の料金適正化、客引き禁止、遭難対応、賭博やけんか禁止などを定めている。これは北アルプス登山口大町の百瀬慎太郎が1917年に定めた18条の「大町登山案内人組合規約」(中村, 1995)より120年も早く、世界的にも先進的ルールと考えられる。

## 3. 登山者のニーズに応えるサービス提供

各登山口間の競争においてそれぞれが持続的発展を目指す過程で顧客サービスの視点も生じた。たとえば、登山前後に相模の大山参りもする登山者のために大山山麓と吉田との荷物運搬サービスが提供された(青柳, 2002b)。火山灰土で標高が高く農業生産が振るわない須山や須走では1680年に小田原藩から「道者賄米」を借用している。また、須走では、地元産業振興を図る藩の意向に反するが、京からの「下り酒」を提供していた。なお、村山口山小屋でも1733年には酒を提供していたことがわかる。吉田では登山者増加によって水質汚濁と食料買い占めによる物価上昇を招き、ニーズへの対応が、環境問題など他村との軋轢を引き起こした側面もある。

## 4. 遭難者対応などリスク管理

今日、遭難者の取扱いは登山道管理責任にも関わり、複雑な問題となっているが、江戸時代では遭難者の遺体を各登山口が取り合っていた事実がある。遺体の扱いに端を発した大宮と須走、吉田間の争論が1772年から7年間も要す

るのは、その処理は登山集落にとって負担であるが用益権の証明でもあったからである(青柳, 2002a)。すなわち、宿泊施設経営や登山道管理と同様、遭難者対応も管理実績の一つとして捉えられていた。1779年の裁許では、8合目未満では登山時に利用した集落が遺体を引き受け、身元不明の場合は最寄りの村が遺体を処理、8合目以上では同行者の希望に従うが身元不明の場合は遺体を仮埋めにして各登山口に札を立てるということになった。須走では単独の登山者には必ずガイドを付けるようにして遭難防止と雇用を考慮していた(青柳, 2002a)。また、1733年の「登富士山記」の著者は村山口から山頂に達するとそこで別なガイドを雇って須走に下り箱根を目指したので、遭難者対応以外にも登山口間の連携ができあがっていたことが伺える。

山頂部の登山道管理で1836年には北口の大石村と須走村が登山者安全のために「風除石柵」を建て、その役銭を登山者から徴収したように、リスク管理と用益権が結びついている。さらに、富士講において先達になるためには3回以上の登山経験に加えて、「御中道」巡りが条件とされていた。この「御中道」巡りは落石の危険が高いため、志望者は担当御師と連名で「年行司」と呼ばれる当番御師に遭難時一切迷惑を掛けないという一札証文を提出した(伊藤, 1968)。すなわち、資格審査による実質上の入山規制と遭難時責任の明示がなされていた。さらに、明治時代の「御中道」巡りの記録(小林, 2005)や登山案内書から、山頂登山よりも高額な祓料(中道祈祷料)やガイド料を担当御師らに払ったことが伺える。ここでもリスク管理と収益が表裏一体の関係であった。

## VI. レクリエーション管理からの考察

富士登山の歴史は長く登山者も多いので、登山道や祠・山小屋など施設管理に加えて、多様な登山者サービスも高度に発達した。登山史の長さに加え、山頂部を中心として各登山口に接する円を描くと直径30kmに達する程の空間の広大さから、異なる登山口における断片的記録の一般化は困難であるが、登山者と登山道など施設を中心とするレクリエーション管理の視点から考察する。

登山道の盛衰には、自然的立地要因だけでなく、交通アクセスや経済、受け入れ体制などの社会的要因が大きく関わっていた。登山集落内および集落間の競争は登山者に混乱をもたらしたが、しだいに登山者の満足感を高め持続性を図るためのルールづくりや登山口間の連携が進められた。1860年に登った英国公使オールコックは「時と金が絶対必要」なのに、「貧しい階級の人びとばかりが登山している」と不思議がったが(1962)、富士講を軸に、多数の庶民が、時には繰り返し登るようになった故に登山者と施設を適切に管理するために役銭一括定額払いや切手導入、連判状によるルールづくりみられるように費用負担のシステム化も展開した。

御師の主たる収入源は御師坊の宿泊費や檀廻りにおける配札に対する初穂料などであったが、しだいに山役銭に対

する依存度が高まっていった。登山道とその付帯施設の管理を当初は登山者からの自主的な賽銭などで賄っていたが、しだいに義務化され、それに依存する登山集落民による取り合いが問題となった。しかし、登山口によって導入時期は異なるものの、個々の山役銭が一括徴収され一種の入域料となった。この結果、定額化とそれをふまえた出身地による割引や関係者への配分割合などが定まり、施設の維持管理だけでなく、その用益権と一体となった遭難者対応などのサービスも提供した。

山役銭に加えて、多様なサービスからの収入が2カ月足らずの登山収入で1年を暮らす条件不利地域の登山集落民の生活手段化し、「富士泥棒」と呼ばれるほどの行き過ぎや環境問題も生じた。苦情に対応して、関係者はしだいに接客マナーを改善し、登山者の満足感にも配慮するようになった。現在のところエコツアーであっても、対象地域内だけでなくそこまでの移動においても化石燃料に依存しているが、自宅から歩いた江戸時代の富士登山は環境負荷が少ないという点で持続的である。

レクリエーション管理においては来訪者に対するサービス提供が重視されている。須山口における11条の連判状の内容もすべて登山者に対するサービスにかかわる内容であるが、金銭の授受、ガイドの対応、遭難者対応、ばくち禁止など登山者に直接関わる項目が六つ、登山道や山小屋など施設管理に関わる項目が五つとなっている。また、サービス向上の動きは、山小屋など山内の施設だけではなく、登山集落の宿の選択や飲食の質、さらには個々の登山集落を越えた範囲まで広がった。また、登山可能地点を上げて女性客を積極的に誘致した動きは、収益性だけでなくサービス向上ともとらえられる。

一方で、幕府による大宮支配の認定は、図-2のように一つの山域に二つの管理体制をもたらしした。さらに、大宮の役人にとって山頂の薬師堂は、北口経由で片道3日を要する飛び地である上、実質的管理者であった山名主は、各登山集落の名主とは別人であった。大宮は山頂部から「内院散銭」に加えて、「岳役銭」、「冥加金・運上金」という3種類の収入を得ていた。だが、大宮役人の駐在する薬師堂修理費用以外は山頂部管理には活かされず、「大宮修理代」として持ち出された。異なる藩に属する各登山集落よりも、大宮の方が富士山という空間とそこを訪れる登山者を一元的に管理できる立場にあったが、積極的には関わらなかった。むしろ、各登山口で山役銭が一括化されたのに山頂部では新たに個別に有料化される状況になった。「内院散銭」取得権が支配権確立の原動力であったことにも因ろうが、村山と協力体制を築けなかった大宮にとって山頂部は収益を上げる飛び地に過ぎず、登山者の安全や満足感向上に配慮できる管理体制とはならなかった。

## VII. おわりに

明治維新以降、神仏分離令(1868)、御師制度廃止(1871)、大宮社領上知(1872)、修験道廃止太政官布告(1873)など

により、各登山口と山頂部の登山管理体制は崩壊していく。とりわけ、廃仏毀釈によって登山道沿いの仏像を破壊せざるを得なかった唯一仏教系の村山修験にとっては痛手であった。また、林野官民有林区分によって標高1,000m以上の土地がいったん官林となった。1874年には「岳役銭」が廃止され、1880年内務省社寺局乾12号社入金取扱順序の達で「内院散銭」ルールも消えた(宮地, 1973)。それでも、1892年まで山頂における「道造銭」等の徴収記録が残されている(小林, 2005)が、数百年にわたる試行錯誤で築き上げられた登山道と登山者の管理体制は消え去った。

一方で、1832年秋に最初の女性登頂者が記録されているように関係者は顧客開拓としても女性登山を進めてきたが、1872年に太政官布告で解禁され、鉄道や自動車によって都市からのアクセスが向上し登山がいっそう大衆化する。このように登山者は急増したが、用益権に基づいた江戸時代の登山道管理体制は消失し、登山道は「不思議な存在である」と菊地(2001)が述べているように、その管理者が曖昧なまま今日に至っている。1919年の旧道路法制定の翌年に、車道と同様に県道となり管理者が明確になった吉田口ルートのような登山道もあるが、高齢化社会を迎えた今、健康と安全のためにもその管理が一層重要になっている。所有権ではなく用益権に基づいて管理された江戸時代の方式、すなわち、遭難者対応も含む登山者および登山道の管理の実績がそのルートでの山小屋や茶店、それに付随するサービスの営業権を保証していたという事実は、その土地の所有権がなくてもあるいは所有権が曖昧であっても適切な登山道と登山者の管理が可能であるという一つの方向性を示す。

## 引用文献(史料は表-1参照のこと)

- 相田二郎(1926)富士山と関所。歴史地理48:256-272。  
 青木直子・堀塚操八(2005)富士山村山登山道—その歴史的及び文化的意義と古道復活の取り組み。富士山学会第3回研究発表会(ページ不詳)。  
 青柳周一(1998)登山道と地域社会—近世後期須山口富士登山道復興過程のスケッチ。文化61:242-262。  
 青柳周一(2002a)富岳旅百景。233pp, 角川書店, 東京。  
 青柳周一(2002b)女人登山禁制小考。(富士山と日本人。青弓社編集部編, 青弓社, 東京)。143-160。  
 有賀密夫(1974)富士山を中心とする山岳信仰集落。地域研究15(2):12-25。  
 Clark, R. N. and Stankey, G. H. (1979) The recreation opportunity spectrum: A framework for planning, management, and research. 31pp, General Technical Report PNW-98. USDA Forest Service, Portland OR.  
 富士宮市教育委員会(1993)富士山村山登山道跡調査報告書。62pp, 富士宮。  
 布施光俊(2006)「災害考古学」と信仰集落。考古学ジャーナル539:3-5。  
 堀内真(1995)富士に集う心—表口と北口の富士信仰。(境界と鄙に生きる人々。網野善彦編, 新人物往来社, 東京)。130-171。  
 池川春水(1968)富士日記・奥遊日記(土佐群書集成第14巻)。140pp, 高知市民図書館, 高知。  
 伊藤堅吉(1968)富士山御師。365pp, 図譜出版, 東京。  
 伊藤太一(1997)エコツーリズムのジレンマ。森林科学21:16-22。  
 伊藤太一(2003)日米比較による森林レクリエーション研究の検証。日林誌85:33-46。

- 伊藤太一 (2005) 自然地域レクリエーション計画における有料化の展開. 森林計画学会誌 39: 183-196.
- 伊藤太一 (2007) エコツーリズムにおけるウォーキングの位置づけ. ウォーキング研究 10: 177-180.
- 井野邊茂雄 (1973a) 富士の歴史 (初版 1928). 504pp, 名著出版, 東京.
- 井野邊茂雄 (1973b) 富士の信仰 (初版 1928). 454pp, 名著出版, 東京.
- 井上輝夫 (2006) 須山村と富士山南口登山道. 考古学ジャーナル 539: 21-24.
- 岩科小一郎 (1983) 富士講の歴史. 564pp, 名著出版, 東京.
- 勝又一步 (2003) 富士山須山口登山道の盛衰とその後の御師. 富士信仰研究 4: 1-11.
- 菊地俊朗 (2001) 山の社会学. 252pp, 文藝春秋, 東京.
- 小林謙光 (2005) 東講「東登山日記簿」に見る富士登拝, 中道巡り及び八海巡り. 富士山文化研究 6: 33-55.
- 宮地直一 (1973) 浅間神社の歴史 (初版 1928). 912pp, 名著出版, 東京.
- 内藤嘉昭 (2002) 富士北麓観光開発史研究. 195pp, 学文社, 東京.
- 中村周一郎 (1995) 北アルプス開拓史. 274pp, 郷土出版社, 東京.
- 小川孝徳 (1974) 富士・富士五湖 (山と高原地図). 72pp, 昭文社, 東京.
- 荻野裕子 (1999) 富士山南口案内絵図—村山修験者と南麓富士登山. 富士市立博物館: 23-30.
- オールコック (1962) 大君の都 (中) (英語版初版 1863 年). 433pp, 岩波書店, 東京.
- 澤田政彦 (1995) 富士登山今昔 (富士山文化叢書 5). 36pp, 富士宮市教育委員会, 富士宮.
- 新庄道雄 (1975) 修訂駿河国新風土記下巻 (新庄は 1835 年没). 1418pp, 国書刊行会, 東京.
- 裾野市立富士山資料館編 (2001) 富士山をめざす人々. 23pp, 裾野市教育委員会, 裾野.
- 裾野市史編さん専門委員会 (2000) 裾野市史第 8 巻通史編 I. 1144pp, 裾野市, 裾野.
- 鳥居和郎 (1999) 戦国時代における参詣活動について. (都市・近郊の信仰と遊山. 地方史研究協議会編, 雄山閣出版, 東京). 91-113.
- 植松章八 (2006) 発掘された富士信仰遺跡. 考古学ジャーナル 539: 16-20.
- 吉田市歴史民俗博物館 (1997) 企画展図録富士山明細図. 54pp, 吉田市歴史民俗博物館, 富士吉田.
- 吉田市歴史民俗博物館 (2000) 企画展図録富士山登山案内図. 87pp, 吉田市歴史民俗博物館, 富士吉田.
- Watson, A. E. (1999) Introduction to the theme issues: "Recreation fees and pricing issues in the public sector" (Journal of Park and Recreation Administration "Societal response to recreation fees on public lands" (Journal of Leisure Research). J. Leisure Res. 31: 203-204.